

飯田短期大学 生活科学学科・幼児教育学科の進級に関する内規

(目的)

第1条 この内規は、本学生活科学学科・幼児教育学科の進級・留年について必要な事項を定める。

(進級認定)

第2条 進級するための要件は、次の各号を充足するものとする。

- ① 第1学年に1年以上在学していること。
- ② 第2学年の教育課程において卒業要件を満たす事ができると見込まれる単位数が取得できていること。
- ③ 第1学年に必要な授業料等学納金の全てについて納入を完了していること。